

令和 2 年 4 月 23 日

建築物における衛生的環境の
確保に関する登録事業者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等の取扱いに
ついて (通知)

日頃は、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、このことについて、令和 2 年 4 月 14 日付け 02 静保生第 312 号により通知したところですが、今後、厚生労働大臣の登録を受けた者による講習会が開催されないなど、再講習の受講ができないことが想定されます。

この場合、建築物における衛生的環境の確保に関する事業（建築物飲料水水質検査業を除く。）の登録を受けた者が事業の再登録の申請を行う際は、必要とされる監督者等の資格の有効期限が過ぎていることが考えられます。

当市では、今後の講習会の受講（資格の継続取得）を担保する目的から、事業の再登録の申請時にあたり下記のとおり取り扱うこととしましたので、遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知については、令和 2 年 3 月 30 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡に関連した対応に限定するものとします。

また昨今、再登録申請の際に添付される研修実施状況について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 2 月 21 日厚生省令第 2 号）で定められた各業の登録基準で求められる研修内容が不足するなど不備が散見されます。つきましては、平成 25 年 1 月 21 日付け健衛発 0121 第 1 号「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について」及び研修実施状況の記入例を送付しますので、適切な研修の実施及び研修状況報告の参考としてください。

記

- 1 再登録申請時に資格の有効期限が過ぎている監督者等がいる場合は、以下の資料を登録申請書類に追加添付してください。
 - (1) 有効期限が経過した講習会修了証書の写し（原本も持参してください）
 - (2) 別紙誓約書のうち、該当する業種の誓約書
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載していますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

(裏面あり)

<配布物一覧>

- (1) 令和2年3月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について」
- (2) 誓約書
- (3) 平成25年1月21日付け健衛発0121第1号「「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について」
- (4) 研修実施状況の記入例

<問い合わせ先>

静岡市保健所

生活衛生課 生活衛生係

電話番号 054-249-3155